

非主食用米（飼料用米等）に係る普及指導活動手法

都道府県名：青森県

普及指導センター名：上北地域県民局地域農林水産部普及指導室

【地域の概要及び取組の背景】

青森県上北地域は、飼養頭羽数、畜産の産出額が県全体の過半を占める畜産地帯である。一方、県全体の約25%の面積がある水田は、増加する水稻の生産調整に対応するための有効な転作作物を模索する中で、平成14年度から、有利な助成体系や水田機能を活用することができる「稲発酵粗飼料（以下稲WCS）」への取組み事例が多く見られるようになった。

また、これらの取組みの中で、平成19年の飼料高騰を背景に稲WCS及び飼料用米への期待が一層高まってきた。

【取組の具体的な内容・成果】

1 取組の概要

旧十和田、三沢、野辺地地域農業改良普及センターでは、平成14年度から稲WCSの生産拡大を普及計画に取り上げ、関係機関と連携して、栽培指導、収穫、調製作業受託体制の整備、省力・低コスト化を目指した直播栽培の実証を実施してきた。

また、稲WCSの普及に向け、「稲作との経営比較表」や「栽培暦」を作成し、担い手に対して集落合意による取組や補助事業活用による機械導入を働きかけた。

平成20年度は、地域農林水産部が立ち上げた「飼料危機脱出対策事業」を実施しながら、普及指導室の普及指導計画に「飼料稲（稲WCS及び飼料用米）の生産拡大」の課題を取り上げ、飼料稲の早期普及・拡大に向けた取組みを強化している。

2 特筆すべき取組内容

(1) 非主食用米の生産利用に向けた関係機関等による推進体制の整備、農業者等に対する意向把握

当時の普及センターでは、稲WCSの県内での取組事例がなかったことから、平成14年度に経営、作物、畜産担当がチームを作り、市町村、JA、試験場と一体となり、地域水田ビジョンへの位置付けをし、栽培指導、補助事業を活用した機械の導入、稲WCSの飼料としての成分分析と給与法の指導などを実施した。

平成20年度には、地域農林水産部が「飼料危機脱出対策事業」を立ち上げ、部内各課・普及指導室、市町村、JA、試験研究機関、大学等で構成するの推進協議会を設置しながら、関係機関が一体となった飼料稲の生産拡大を進めている。

(2) 非主食用米の生産農家の確保

地域農林水産部普及指導室では、地域における稲WCSの栽培特性等を把握するため、実証ほを設置し、栽培、経費等の基本データを基に「稲作との経営比較表」を作成し、これを活用しながら集落合意による稲WCSの取組み拡大を図った。

また、収穫・調製作業の合理化と低コスト化を図るため、補助事業活用による汎用型の収穫・調製機械の導入を作業受託の受け皿となる担い手に働きかけた。

更に、耕畜連携による稲WCSの取組みを進めるため、低コストの栽培方法と畜産農家が納得できる良質な稲WCSの生産技術を盛り込んだ「栽培暦」を作成し、これを講習会等で活用して普及拡大に努めた。

その結果、十和田市、六戸町、東北町では、稲WCSの安定生産が可能となり、平成20年現在、作付面積69.4haに拡大した。また、十和田市、六戸町では、2地区で直播栽培用の種機が導入され、直播栽培による低コスト技術が拡大しつつある。

(3) 非主食用米の需要者（加工業者、畜産農家等）の確保

平成 14 年の取組当初は、稲WCSが一般的ではなかったため、まず飼料としての成分分析などにより他の粗飼料と栄養価に大きな違いがなく、牛の嗜好性も良いなど、粗飼料としての優良性を示して畜産農家の認知度を高めた。

また、各地域とも取組当初から稲WCSの収穫・調製作業は、所有機械の関係から畜産農家を主体とした組織が受託していた。このため、これら畜産農家が需用者となり自家消費するほか、畜産農家同士の口コミによる宣伝により、需要の拡大が図られた。

更に、平成 20 年度からは地域農林水産部が行っている「飼料危機脱出対策事業」の推進協議会のなかで、TMRセンターなど大口需要の掘り起こしも進めている。

(4) 非主食用米の生産農家と需要者のマッチング

推進協議会では生産農家と実需者である畜産農家とのマッチングを進めるために、平成 20 年度から適正価格について協議していくことにしている。

(5) 非主食用米の低コスト多収生産に向けた栽培技術等の実証

省力・低コスト栽培技術の確立に向け、平成 15 年度から直播栽培実証ほを設置し、優位性を検討した結果、移植比 3 割以上の大幅な省力性と移植に近い収量性が証明され、直播栽培の普及定着につなげることができた。

平成 20 年度からは、さらなる低コスト多収生産に向け、県内外で育成された（一部育成中）WCS 専用品種の栽培実証ほを 2ヶ所設置し、各品種、系統の収量性等を検討している。

(6) その他

- ・六戸町における稲WCSの取組みは、平成 15 年 3 月東北農政局発行の「耕畜連携による稲発酵粗飼料の取組事例」に紹介されたほか、15 年 8 月に仙台市で開催された「東北地域飼料増産シンポジウム」において、代表者が事例発表を行っている。
- ・平成 20 年度から実施している「飼料危機脱出対策事業」の概要と、専用品種栽培実証ほの生育状況等については、普及指導室のHPや情報紙を通じて随時情報提供している。

【今後の課題、予定等】

- ・現在、調製後の稲WCSは無償同然で畜産農家に提供されている例もあるが、生産調整に対する助成措置が減額してきている状況を考えると、畜産農家側との話し合いにより双方が納得できる価格を定める必要がある。
- ・近年県内外で青森県でも栽培できる専用品種が育成されてきたことから、これら品種の地域適応性を検討しながら、生産性が高く品質が良い品種を普及拡大する必要がある。
- ・稲WCSでは、一般の主食用水稲に使用できる薬剤が使えないことがある等の制限があることから、農薬使用の指導徹底が必要である。